

## 入院時食事療養費・生活療養標準負担額

当院では、入院時食事療養費（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

### 【一般病棟】

一般（70歳未満）	70歳以上の高齢者	標準負担額（1食当り）	
一般（下記以外）	一般（下記以外）	550円	
		指定難病者・小児慢性特定疾患病児等 330円	
低所得者 （住民税非課税）	低所得者Ⅱ	過去1年間の入院期間が 90日以内	270円
		過去1年間の入院期間が 90日超え	220円
該当なし	低所得者Ⅰ （老齢福祉年金受給者）	130円	

### 【療養病棟】

療養病床に入院する65歳以上の患者			標準負担額	
			食費 （1食）	居住費 （1日）
一 般	一般の患者 （下記のいずれにも 該当しない者）	入院時生活療養（Ⅰ）を算定する医療機関に入院し ている者	550円	430円
	厚生労働大臣が定める者 【重篤な病状又は集中的治療を要する者等】（低所得者Ⅰ・Ⅱを除く）		550円	430円
	指定難病患者（低所得者Ⅰ・Ⅱを除く）		330円	0円
低 所 得 者 Ⅱ	低所得者Ⅱ（下記のいずれにも該当しない者）		270円	430円
	低所得者Ⅱ 【重篤な症状又は集中的 治療を要する者等】	申請月以前の12月以内の入院日数が90日以下	270円	430円
		申請月以前の12月以内の入院日数が90日超	220円	
	低所得者Ⅱ （指定難病患者）	申請月以前の12月以内の入院日数が90日以下	270円	0円
申請月以前の12月以内の入院日数が90日超		220円		
低 所 得 者 Ⅰ	低所得者Ⅰ（下記のいずれにも該当しない者）		160円	430円
	低所得者Ⅰ【重篤な病状又は集中的治療を要する者等】		130円	430円
	低所得者Ⅰ（指定難病患者） 低所得者Ⅰ／老齢福祉年金受給者 境界層該当者		130円	0円

【重篤な症状又は集中的な治療を要さない者】・・・療養病棟入院基本料の入院料25～27を算定する者（医療区分Ⅰ）

【重篤な病状又は集中的な治療を要する者】・・・療養病棟入院基本料の入院料1～24、28～30を算定する者（医療区分Ⅱ・Ⅲ）